

資料集

1	調査対象機関一覧	P1
2	事例	P2
	(1) 施設・設備が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例	
	ア 移動等円滑化経路	P2
	イ 視覚障害者移動等円滑化経路	P3
	ウ 便所	P4
	エ 駐車場	P5
	オ 階段	P6
	カ エレベーター	P7
	キ カウンター	P7
	(2) 合理的配慮を的確に行うための環境の整備が不十分な例	P8

1 調査対象機関一覧

調査対象機関一覧（8法人17機関）	
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	北海道支部北海道障害者職業センター
(独) 労働者健康安全機構	北海道中央労災病院
	釧路労災病院
(独) 国立病院機構	北海道医療センター
	函館病院
(独) 地域医療機能推進機構	北海道病院
	札幌北辰病院
(独) 住宅金融支援機構	北海道支店
日本司法支援センター（法テラス）	札幌地方事務所
	釧路地方事務所
(株) 日本政策金融公庫	札幌支店
	小樽支店
	室蘭支店
日本年金機構	札幌西年金事務所
	札幌北年金事務所
	函館年金事務所
	小樽年金事務所

2 事例

(1) 施設・設備が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（17機関71事例）

ア 移動等円滑化経路（7機関7事例）

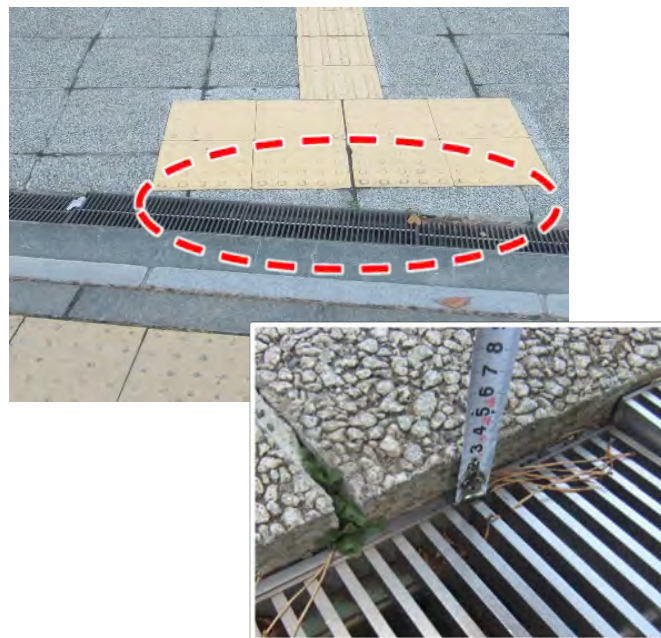
《主な事例》

事例①



事務室出入口の扉が開き戸であるため、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造となっていない。

事例②



公道から建物出入口（正面玄関）に向かう通路を横断する排水溝の蓋が、路面から約3cm沈下しているため、車椅子使用者が円滑に通過できないおそれがある。

イ 視覚障害者移動等円滑化経路（15機関16事例）

《主な事例》

事例①



公道からビル出入口（正面玄関）付近にあるスロープの上端までの間には、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているものの、スロープの上端から正面玄関の自動扉(矢印方向)までの間にはブロックが敷設されていない。

事例②



敷地入口から建物出入口（正面玄関）に向かう経路上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについて、周囲の床面との色の明度等の差が小さく、同系色になっているため、視覚障害者がブロックを容易に識別できず、正面玄関まで円滑に移動できないおそれがある。

ウ 便所（14機関26事例）

《主な事例》

事例①



- 手すり等が適切に配置され、十分な空間が確保された車椅子使用者用便房が設けられていない。
- オストメイト対応の設備が設けられていない。

事例②



- 車椅子使用者用便房の通路の幅が約80cmしかないため、車椅子から腰掛便座に移乗するために転回するスペースがなく、車椅子使用者が円滑に利用することができないおそれがある。
- オストメイト対応の設備が設けられていない。

工 駐車場（4機関5事例）

《主な事例》

事例①



車椅子使用者用駐車施設があることを示す標識や路面表示がなく、車椅子使用者用駐車施設が設けられていないため、車椅子使用者が駐車施設を円滑に利用することができない。

事例②



- 車椅子使用者用駐車施設の幅が350cm未満と狭く、車椅子使用者が円滑に乗降することができないおそれがある。
- 車椅子使用者用駐車施設であることを示す標識（立札）等がなく、積雪時には路面の車椅子マークが見えなくなり、車椅子使用者用駐車施設であることを認識できないおそれがある。

才 階段（8機関13事例）

《主な事例》

事例①



階段の踏面の端部とその周囲の部分が
いずれも灰色で、明度等の差が小さく、
障害者等が段を容易に識別できない。

事例②



- ・ 階段に手すりが設けられていない。
- ・ 階段の踏面の端部とその周囲の部分が
いずれも白色で、明度等の差がなく、
障害者等が段を容易に識別できない。

カ エレベーター（3機関3事例）

《主な事例》

事例



(乗降ロビー)(籠内)

エレベーターの籠内及び乗降ロビーに設置された制御装置に点字表示等がないため、視覚障害者が操作に当たって円滑に利用することができないおそれがある。

キ カウンター（1機関1事例）

事例



高さ: 約90cm

受付用のカウンターは、上端の高さが約90cmと高くなっているほか、前面は床付近まで幕板で覆われ、車椅子使用者が膝を入れるスペースもなく、車椅子使用者の円滑な利用に配慮されていない。

(2) 合理的配慮を的確に行うための環境の整備が不十分な例（6機関6事例）

《主な事例》

事例①



職員を呼び出すためのインターホンの手前に、移動させることが困難な障害物（コンクリート製ののぼり旗用の土台）が置かれているため、車椅子使用者等が当該インターホンを円滑に使用することができない。

事例②



視覚障害者等による使用を想定し設置した職員を呼び出すためのインターホンに点字表示がなく、視覚障害者がインターホンを認識することができない。